

仕 様 書

1. 業 務 名 浜寺小学校校舎改築工事に伴う物品移動業務
2. 業 務 内 容 浜寺小学校の校舎にある机・椅子・備品・書籍等の物品を梱包・搬出し、新校舎等に搬入し開梱・配置をする。
3. 履 行 場 所 浜寺小学校（堺市西区浜寺諏訪森町東2丁163番地）
4. 履 行 期 間 契約締結日～令和8年1月30日（金）
5. 引 越 作 業 日 令和7年12月24日（水）午後（準備作業のみ）
令和7年12月25日（木）～令和7年12月27日（土）の3日間
令和7年12月28日（日）（予備日）
令和8年1月10日（土）の1日間（のびのびルーム2部屋のみ）
作業時間は、原則午前8時30分から午後5時までとする。
作業時間の延長を行う場合については、事前に本市の承認を得ること。
引越作業日が変更となる場合は、上記履行期間内で発注者と調整を行うこと。
なお、工事の進捗により、引越作業日が変更となる場合があります。
6. 搬 送 物 品 数 量 等 別紙「物品移動一覧表」を参考に現地説明時に判断すること。
7. 搬 出 入 方 法 車両の乗り入れは、指定された出入口（門）から行うものとし、駐車場所及び搬出入口等の利用については、安全管理に十分注意を払うこと。また、新校舎の構内エレベーターの使用は可とする。なお、搬出入にあたり建物は受注者が責任をもって養生すること（現校舎、新校舎ともに土足禁止）。
8. 梱 包 資 材 等 移転作業に必要な梱包資材及び搬送宛名シールは、受注者が発注者の指定する日までに準備して、発注者の指定する場所に搬入すること。なお、搬送宛名シールは、剥がしやすいものとする。
9. 搬 送 物 品 の 梱 包 梱包が必要な物品については、梱包を行うこと。特にコピー機等の精密機器、ガラス製の教材、実験器具等の搬送に際しては、破損、故障の無いよう、受注者において適切かつ確実な梱包を行うこと。
10. 運搬数量の増加等 業務実施の結果、別紙「物品移動一覧表」記載の数量より多少増加しても、すべて受注者の負担で作業を完了させること。また、搬出入場所の変更、あるいは日程の変更、時間の延長があった場合も、契約変更は行わないものとする。

11. 損害負担 業務の履行に伴い、建物や物品等、又は第三者に損害を与えた場合は、発注者の責めに帰する事由によるもののほかは、全て受注者の責任において解決すること。

12. その他

- (1) 受注者は、業務を履行するにあたって関係者への言葉遣いや態度について十分注意し、不愉快な思いをさせてはならない。また、業務履行に際し、十分な安全管理を図ること。
- (2) 臨時や緊急の必要がある場合、又は地震や台風等の災害が発生した場合もしくは発生する恐れが強い場合は、日程等の変更を行うとともに、受注者は発注者の指示に従うこと。
- (3) 災害等で発注者の指示により業務を中断する場合を除き、車両の故障又は業務従事者にかかる事由等により業務の中断に至った時は、受注者は直ちに発注者に連絡するとともに、遅滞なく代替車両等により継続して業務を遂行しなければならない。
- (4) 受注者は、従事者に対して道路交通法の順守はもちろん、交通マナーの向上に努めさせるよう指導するとともに、車両の運行にあたり、停車中のアイドリングを行わない等、積極的な省エネルギーに努めさせること。
- (5) 本仕様書は当該業務の概要を示すものであり、本仕様書に定めのない事項であっても、本仕様書の内容に付随する業務は誠意をもって遂行し完了させること。
- (6) 業務にあたっては、市担当者及び学校関係者と十分調整し遂行すること。
- (7) 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と協議のうえ決定する。

13. 暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。

(3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が (1) に定める報告及び届け出又は (2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。